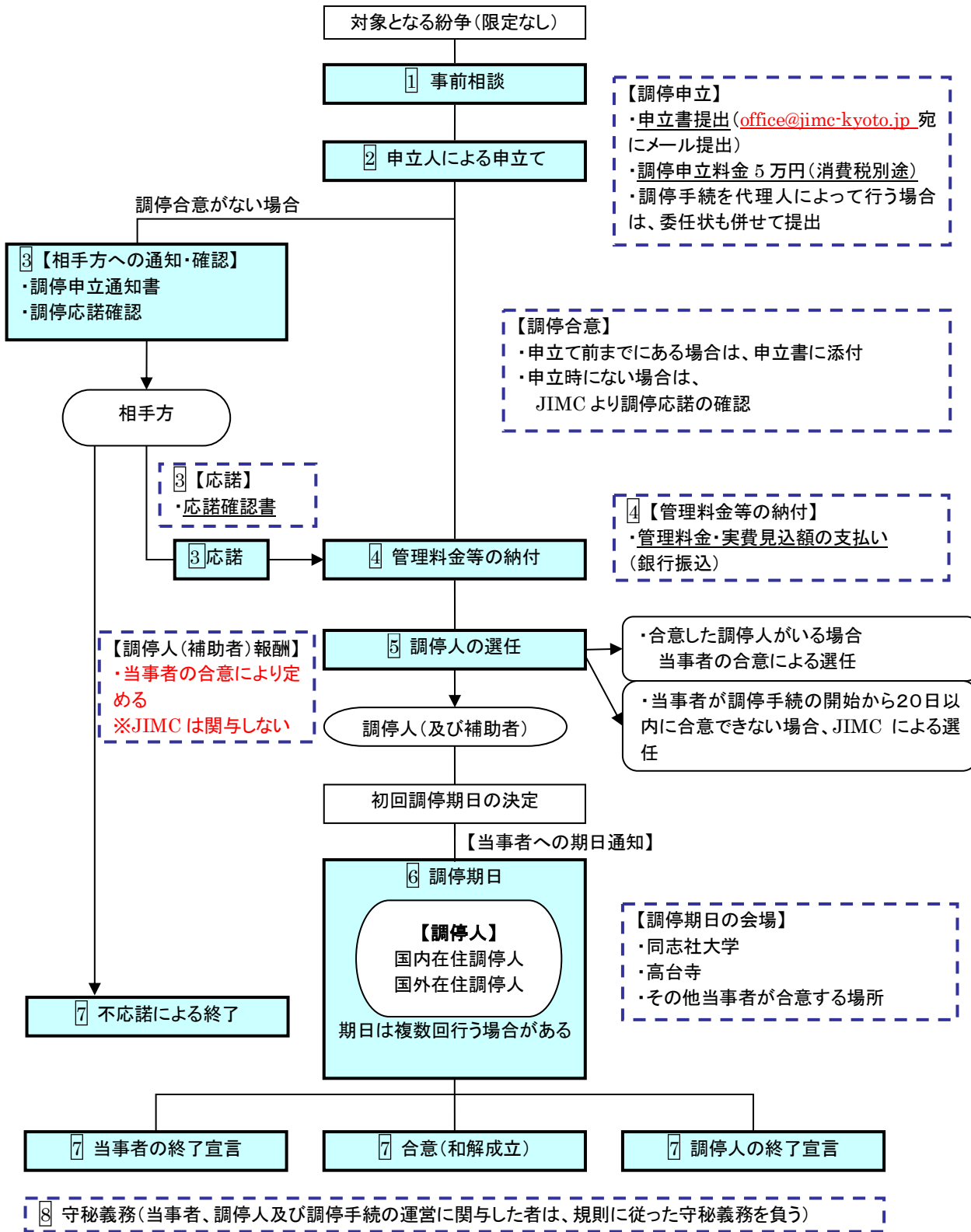


JIMC 調停手続ガイド

京都国際調停センター
2024. 08. 13

◇京都国際調停センター（JIMC）機関調停手続流れ図



0. 対象となる紛争

京都国際調停センター（JIMC）の[機関調停規則](#)で取り扱うことのできる紛争には、特に限定はありません。

1. 事前相談

- ・ JIMC の調停手続の利用を検討されるに際し、ご質問やご相談がある場合、office@jimc-kyoto.jp 宛てにメールをお送りください。JIMC の相談担当事務局は、以下のとおりです。
 - ・ 弁護士 林 依利子（依利法律事務所）
 - ・ 弁護士 青井 一哲（みお綜合法律事務所）
- ・ SIMC との[ジョイントプロトコル](#)を利用した手続については、別途ご案内しますので、上記メールアドレス宛てにご相談ください。

2. 申立人による申立て（調停手続開始のために必要になる書類、費用）

- ・ 調停手続を開始させるための必要な要件は、申立書の提出と調停申立料金の納付です。申立書の作成は、JIMC ウェブサイトにある[フォーム](#)をご利用ください。
- ・ 申立書は、office@jimc-kyoto.jp 宛てにメールでご提出ください。申立書を受領しましたら、JIMC の申立料金 5 万円(消費税別途)のお振込先をご案内いたします。なお、相手方との間で既に調停合意がある場合は、申立書と併せて調停合意書をご提出ください。
- ・ 調停手続を代理人によって行う場合は、申立書の提出時に委任状も併せてご提出ください。
- ・ 申立人は、相手方に対して、申立書を直送してください。

3. 相手方への通知・応諾確認

- ・ 当事者間で調停合意がある場合を除き、JIMC は、申立書に記載された相手方に連絡をとり、調停申立てがなされたことを通知し、調停に応諾するか否かを確認します。
- ・ 調停に応諾する場合、相手方は、応諾を確認する書面を申立人及び JIMC に通知してください。
- ・ 相手方が調停に応諾しない場合、手続は終了となります。

4. 管理料金等の納付

- ・ 調停合意(応諾)が確認できた場合、JIMC は、申立人、相手方それぞれに対し、管理料金その他実費見込額の納付を依頼します。管理料金の額は、機関調停料金規程第 2 条に従って算定されます。

5. 調停人の選任

- ・ JIMC には、国内在住の調停人候補者と国外在住の調停人候補者を備えております。各調停人の国籍、能力、資格、経験等は、JIMC ウェブサイトの「[国外調停人](#)」、「[国内調停人](#)」ページの各 CV をご参照ください。
- ・ 当事者間で別段の合意がある場合を除き、調停人の数は、1 人となります。
- ・ 当事者は、JIMC に対し、調停人リストの交付や調停人候補者の推薦を求めることができます。
- ・ 当事者が、調停手続の開始(申立書の提出と調停申立料金の納付)から 20 日以内に調停人の選任に合意できない場合、JIMC が当事者の意見を聴いた上で、調停人を選任します。
- ・ 調停人の報酬は、当事者の合意によって定められ、JIMC はこれに関与しません。

6. 調停期日

調停期日を開催する場合、当事者と調停人が協議の上、調停期日の開催方法、日時、場所を決定します。なお、JIMC は、同志社大学、高台寺と提携しており、当事者が合意する場合、これらの施設を調停会場として案内することができます。

7. 調停手続の終了

(a)当事者間で和解合意が締結された場合、(b)調停人が調停についてこれ以上努力することがもはや相当ではない旨を宣言した場合、または(c)当事者の一人が他の当事者(及び調停人)に対し調停手続を終了する旨を宣言した場合、調停手続は終了となります。

8. 守秘義務

調停手続についてのあらゆる情報は、その秘密が守られなければなりません。調停手続の当事者及び調停人、調停手続の運営に関与した者は、規則に従った守秘義務を負います。